

市人事室給与課担当係長以下、市労組連執行委員長以下との事務折衝

令和3年6月29日（火曜日）大阪市労働組合総連合（市労組連）との交渉の議事録

（市）

今般予定している、特殊勤務手当制度の改正について、ご説明させていただく。

新型コロナウイルス感染症に係る感染症予防救済従事者手当について、対象業務を追加するため、規程の改正を行う。

保護者が陽性で入院し、親族等が面倒をみることができない児童等を一時保護する場合、当該児童の感染の有無が判明するまでの間、他の児童と隔離して保護することになるが、その一時保護に係る業務については、昨年度から手当の支給対象業務としてきたところである。

今般、「感染が確認された児童の一時保護」業務に対し、新たに手当を措置する必要があるため、対象業務を追加する。

一時保護が必要な児童が新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認された場合、基本的には医療機関での対応となるが、療養病床がひっ迫している状況の中、入院の受け入れ先や宿泊療養施設がすぐに見つからず、引き続き一時保護することも考えられる状況であったことをふまえ、現行の「新型コロナウイルスにかかっている疑いのある児童」に「新型コロナウイルスにかかっている児童」を追加するものである。

また、新型コロナウイルスにかかっている又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある児童等の一時保護業務のうち、児童の移送については、技能職員も従事していることから、手当の支給対象とするため、技能職員の規程についても改正を行う。

移送にかかる手当額については、勤務1回につき3,000円を設定する。

なお、すでに業務が発生しており、遡及して適用を行う。説明は以上である。

（組合）

今、特殊勤務手当の支給対象業務追加ということで提案があった。

新型コロナウイルス感染症にかかっている児童が、病院や宿泊療養施設がひっ迫している場合一時保護所で見るということだが、そういった場合に一時保護所での対応を他の子ども達と一緒にさせる訳にはいかないのです、その辺りの室内レイアウトや職員の対応。

1回につき3,000円ということは、一人だけがその子にかかり切りという訳ではないと思うので。

（市）

1回につき3,000円と先程申し上げたのは、児童の移送については1回3,000円ということになっているが、「新型コロナウイルス感染症にかかっている児童」又は「にかかっている

疑いのある児童」の直接お世話というか、一時保護をする業務については3,000円又は4,000円ということで、直接児童に接して行うものに関しては4,000円と元々なっている。

(組合)

その児童にかかる人が複数であれば、それぞれに支給されるということか。

(市)

そうである。

一応、体制としては二人とこども青少年局から聞いている。一人が保育士で、もう一人は事務職や福祉職の二人ペアでお世話をする想定をしていると聞いている。

(組合)

今どれくらいいるのか。これに該当するような児童は。

(市)

令和3年度で言うと1件、1人だけである。今は居ないのではないだろうか。

(組合)

今回の提案に関係ないが、ウォークインドライブスルーというのは実績としてどのようなものになっているのか。

(市)

7番か。

(組合)

そうである。

去年は場所が言えなくて、4か所くらいと聞いていたと思うが。

(市)

今、手元の実績を持っていないので、また確認してお伝えするというかたちでも大丈夫か。

(組合)

ついでに8番の保健衛生検査所でのPCR検査もどれくらいやっているのか。

(市)

これは令和3年と考えるとよいか。

(組合)

できれば令和2年も教えていただければ。

(市)

わかった。

(組合)

要するに下線部分が追加提案ということか。

(市)

そうである。

(組合)

他は違うのか。

(市)

他は違う。他の下線以外のところは元々あったものを全て書いている。

(組合)

「感染症にかかっている疑いがある児童」の場合は既に対象だったが、「かかっている児童」を入れたのは。

(市)

入れたのは、当初の予定では陽性になった児童は基本的に医療機関に行ってもらうので一時保護をするという想定がなかった。

(組合)

わかった。そういう意味か。

これは何処で保護しているのか。児童相談所か。

(市)

場所としては一時保護所ではない所で。別の場所である。

今児童達が居る場所とは一緒に出来ないので別の場所となっているが、それは明かされていない。非公開である。

(組合)

実績0だったら別にあれだが。市の施設か、それも非公開か。

(市)

そうである。具体の場所は。

(組合)

ここでも教えてもらえないのか。教えてくれと言っているのではないが。
児童相談所の近くのホテルとかそんなことなのかなと思っただけで、別に。

(市)

別の施設を用意する時もあると聞いている。

(組合)

基本的に2週間程度のスパンで考えているのか。

(市)

陽性の子ということか。

(組合)

陽性でなくても、保護する期間である。ケースバイケースか。

(市)

ケースバイケースになるかと思う。

もし、「感染症にかかっている疑いがある児童」の方で、親が入院して今は面倒を見られないからということで一時保護をしたとしても、例えば他の親族に連絡が付いて自分たちが面倒を見ると迎えに来れば、そちらで面倒を見て貰うかたちになる。親しか居ないということであれば親が退院されるまでずっと見ていることになると思うので、本当にケースバイケースかと思う。

(組合)

児童相談所が決めている、保健所が決めている、健康局が決めている。

この子はかかって一時保護しないといけないと決めるのは、児童相談所が決めるのか。

(市)

決めるとは。

(組合)

病院に行けないと。具体的に言えば保健センター。

私は学校なので、学校でもしそんな話になって実はかかっているという話になれば、それは保健センターの指示に基づいてやっているみたいだが。こっちから見ていけば。個別、保護者と子どもと児童相談所の関係であればどうなるのかは知らないが。それで何処が決めるのかなと思った。それはわからないか。

(市)

陽性児童が出た時に引き続き一時保護するかどうかは、保健所と連携した上で宿泊施設を見つけられるかどうかを調整し、結果見つけられなかったら一時保護継続になる。なので、保健所とはもちろん連携を取って、医療機関であったり。

(組合)

児童相談所が主体的に決める訳ではないのか。その児童の保護について。

(市)

まず陽性になったら病院を探したり、宿泊療養施設に入ってもらおうというのは、基本的にはそういうかたちになるので保健所と連携して探す。

けれども、見つからなかった場合は決めるというか、そのまま一時保護が継続される。

(組合)

基本的に改善事項なので了解することになると思う。

手当もそうだが、最前線で頑張っている保健師は、給与と人事で連携して保健所のひっ迫状況を改善するのを人の面からと賃金の面からで改善して貰い、頑張りに報いるように頑張っていただきたい。

ということで、今回の提案については了解したい。